

県産品海外販路開拓活動支援補助金

県産加工食品の輸出促進を図るため、県内企業が取り組む海外への販路開拓活動等を支援します。

1 令和2年度予算

2,000千円（平成31年度：1,000千円）

2 補助対象者

県内に主たる事業所を有し、県産加工食品の製造又は販売を主たる業務として行う者で、これまでに輸出実績がなく新たに輸出に取り組む者又はこれまでに輸出実績がある者で新たな取組（新商品投入・新市場進出等）を行う者。

3 補助対象事業

新たな輸出拡大に資する次の事業を対象とする。

- ① 国際見本市・商談会・物産展等への出展等（オンライン商談会等の取組を含む）
- ② 商談・市場調査・プロモーション活動の実施
- ③ 海外バイヤー等の招へい
- ④ 効率的な物流ルートの構築・確保
- ⑤ 輸出向け商品の開発やパッケージ改良等（機械等の取得に関するものを除く）
- ⑥ 輸出向け商品の国際認証等取得
- ⑦ 海外での商談実施等を前提とする海外向け販売促進用ツールの作成
- ⑧ その他の事業で知事が必要と認めるもの

※ ①は、県が出展する国際見本市等で、県が費用を負担した小間を利用する場合は対象外とする。

4 補助対象経費

上記①～⑧の事業実施に係る出展料（会場借上料、会場整備費、什器使用料等）、旅費（交通費、宿泊費）、需用費（サンプル代、消耗品費等）、役務費（通訳費、補助員費、輸送費等）、委託料（装飾費、調査委託費、成分分析費、認証等取得費、コンサルタント費等）、印刷製本費、謝金、その他知事が必要と認める経費

〔補助対象外経費〕

- ① 消費税及び地方消費税
- ② 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ③ 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ④ 電話料金、インターネット利用料金等の通信費（海外でのWi-Fiの賃貸料を含む）
- ⑤ 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く）
- ⑥ 直接経費と区分できないコピー代、事務用品等の消耗品代
- ⑦ 雑誌・新聞購読料、団体等の会費
- ⑧ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ⑨ 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

5 補助率等

- 補助率：新たな取組（新商品・新市場進出等）を行う輸出実績のある企業
→対象事業費の1／2以内
これまでに輸出実績がなく、新たに輸出に取り組む企業
→対象事業費の2／3以内
- 補助上限額：1者あたり200千円とする。
ただし、2の補助対象者であって、アジア以外を対象として3の補助対象事業①～③を実施する場合は400千円とする。
- 補助対象企業数：8者程度（予定）

6 申請に必要な書類

補助金等交付申請書

（添付書類）

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 納税証明書
- ④ 特別徴収実施確認・開始誓約書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 定款・登記事項証明書
- ⑦ 直近（3ヶ年分）の決算書
- ⑧ その他知事が必要と認める書類

7 申請書類の提出先及び提出期限

（提出先）〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁8号館2階
オールみやざき営業課 鳥原 宛

（提出期限）令和2年8月20日（木）17時

8 問合せ先

宮崎県オールみやざき営業課 鳥原

TEL 0985-26-7113